

「うーたの会」 会 則

(名称)

第1条 本会の名称を「うーたの会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、「うーた」の里山林の再生、保全を主な目的として設立する。

(事業)

第3条 ①本会は、前条の目的を達成するため、会員相互の親密なる協働のもとに各種の作業活動などを行う。
②事業の実行にあたっては、随時に協議決定を実施する。

(会員)

第4条 ①会員は、会の活動に賛同する大分県に居住する男女からなり、年齢を問わない。
②入会、休会、退会は会長に申し入れる。

(権利・義務)

第5条 会員は、全て平等の権利と義務を有する。

(組織)

第6条 本会に役員を置く。
会長1名 副会長数名 事務局長1名 事務局次長1名 会計1名、会計監査2名、顧問数名、相談役数名

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、総会において会員相互の互選による。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再選を妨げない。
但し、役員に欠員が生じた場合は、前条の規定に係わらず定期会合で後任者を選び、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会合)

第9条 本会の会合は、次のとおりとする。
(1) 総会 毎年4月～5月にかけて開催する。
(2) 会議 必要都度、随時開催する。
(3) 役員会 必要に応じて、会長が召集する。

(総会の決議)

第10条 総会は、委任状を含み、レギュラー会員の2/3の出席で成立し、過半数で決議する。

(総会の議長)

第11条 総会の議長は会長が行なう。

(会計)

第12条 本会の経費は、補助金、寄付、活動謝礼金、その他をもって充てる。

(会員及び会費)

第13条 会員の区分および会費は以下とする。
レギュラー会員
個人 2000 円/年 団体 3000 円/年
サポート会員 1000 円/年
スポンサー会員 3000 円/口以上
ファミリー会員 1000 円/年
特別会員 会費ゼロ

(入会金)

第14条 入会金は無料とする。

(会計年度)

第15条 ①本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。
②会計年度単位で、会計監査を行い、総会において承認する。

(補則)

第16条 本会則に定めるほか、必要な事項は総会または役員会において決議する。

(慶弔)

第17条 本会の会員が傷病、死去、災害及び家族死去に対する見舞金などの慶弔については下記の通り定める

R 会員の死亡の場合、御香典として5000 円とする-

付則

- 1 この会則は、平成23年3月1日から施行する。
- 2 第13条 会費の改定 ※会費ゼロから下記に改定
レギュラー会員 2000 円/年
サポート会員 1000 円/年
スポンサー会員 3000 円/口
平成24年5月19日改定
- 3 第6条 役員
事務局に次長を置く。平成24年5月19日改
- 4 第17条 見舞金の贈呈 平成24年6月26日改
- 5 第6条 役員
顧問を置く。平成25年5月7日改
- 6 第10条 総会の決議
総会は、委任状を含み、レギュラー会員の2/3の出席で成立 平成25年5月7日改
- 7 第13条 会員の改定
(会費)を(会員及び会費)に改定。スポンサー会員費を1口以上に改定。ファミリー会員の導入 平成25年5月7日改
- 8 第6条 役員について 平成26年4月27日改
副会長を2名から数名、顧問を1名から数名、相談役を新設し、数名 とする改定
- 9 第13条 会費について 平成26年4月27日改
レギュラー会員に団体を追加 会費3000円/年、またレギュラー会員を個人と団体に区分
特別会員を設ける：会の活動をお願いする人材の方を特別会員とし、会員名簿に記載する。
- 10 第17条 見舞金について 平成27年4月25日 改定
対象を 傷病見舞金 死亡弔慰金 災害見舞金から
R 会員の死亡の場合、御香典として5000円とする-